

湖西市規則第26号

湖西市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月7日

湖西市長

田内 瑠之

湖西市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項  
の規則で定める金額を定める規則

湖西市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年湖西市規則第56号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「85,490円」を「90,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「42,700円」を「45,400円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の本則の表の規定は、令和8年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。